



新事業開発・アライアンス助成事業

募集要項

(令和3年4月1日一部改正)

東経連ビジネスセンター



新事業開発・アライアンス助成事業 募集要項

1. 概要

本事業は、新技術の開発に向けて、東北6県及び新潟県の企業が産学連携または産産連携により取り組む共同開発に対して助成を行い、地域の企業の競争力を強化することを目的としています。

2. 支援特徴

- ① 申込みはいつでも受け付けております。採択は年4回行います。
- ② 支援決定後、速やかに50万円を概算払い（前払い）します。残額は、支援期間中間時期の審査会の評価にて決定します。
- ③ 必要に応じ、課題解決に向けて専門分野に精通した専門家を派遣します（無料）。

3. 応募資格

（1）対象となる企業

以下の全ての要件を満たすこと

- ① 代表開発者は、東北6県及び新潟県に拠点を置き、自ら技術開発と事業化を行う会社であること。
※ここでいう会社とは、会社法で定める会社を指す
- ② 1社単独での研究ではなく、共同研究先が1団体以上あること。
※ここでいう共同研究先とは、企業、大学等の研究機関、公設試験研究機関などを指す
- ③ 新市場・新流通チャネル・海外市場への参入を目指し、雇用創出、工場増設、投資誘発効果、東北地域の関連企業への発注増加、株式公開に繋がる可能性が見込まれる事業を実施している企業が対象となります。

（2）対象となる具体的事業

「雇用創出や新たに投資を誘発するなど地域経済に影響をもたらす成長事業」、「新規性など成長が見込める技術力を有する事業」、「異業種や大学などが連携して新しい価値を創出する事業」などのように、東北の「稼ぐ力を高める」ことに資する事業が対象となります。

具体的には次の項目となります。

- ① 農林水産業や観光産業、伝統産業等が東北域内で連携し、地域発のブランドとして魅力を発信する事業
- ② 新規性や優位性の高い商品や技術開発力を有するものづくり事業
- ③ 東北の産業が域内外異業種等と連携し、新たな価値を創出する事業
- ④ 大学等の研究シーズを活かし、新たな価値を創出する事業
- ⑤ ILC、加速器関連プロジェクトに関する要素技術の開発に貢献する事業



- ⑥ 自動車、航空宇宙産業等のものづくり技術の進化に貢献する事業
- ⑦ デジタル化、その先のDXの推進により、新たな価値を創出する事業

(3) 支援の体制

支援を受けるにあたり、以下の体制が整っていることが必要です。

- ① 事業開発を責任を持って進める体制が社内で整っていること。
- ② 事業の進捗を管理する「四半期管理表」を作成し、遅延なく事務局に提出すること。
- ③ 支援に伴い通常発生すると想定される営業活動費・販促費などの予算措置がされていること。

(4) その他

下記の事項をご了解いただけることも条件となります。

- ① 支援決定後、報道機関に対し情報提供（プレスリリース）すること。
- ② 企業が報道機関から取材を受ける場合には、東経連ビジネスセンターからの支援を受けた事業であることを伝え、記事化に協力すること。
- ③ 支援終了後に実施するアンケートに協力すること。

4. 開発技術の要件

以下の要件を概ね満たすこと

- ① 自社が保有する新規性・独創性のある技術であること
- ② 大学等、他の団体が保有する技術シーズを活用する場合には、本技術開発における利活用方法、アプリケーション等が新規性・独創性を持っていること
- ③ 食品等、生体に関わるシーズについては、その有効性、安全性等が、公的機関等により科学的に証明されていること
- ④ 類似の技術がある場合には、相対的にその技術の性能が大きく優れていること
- ⑤ アプリケーションの明確化が図られており、3年以内に実用化の見込みがある技術であること
ここでいう実用化とは、量産の開始、量産試作品・プロトタイプの開発終了、技術供与の開始、サービス提供の開始などを指す
- ⑥ その技術の実用化により、東北6県及び新潟県に所在する応募企業の収益向上が大きく期待できること
- ⑦ 自社のみの利益に止まらず、東北6県及び新潟県の経済的・社会的発展やそこに住む人々のモチベーション向上の喚起が期待できるような、話題性のある技術開発であり、公共の利益に寄与すること
- ⑧ 東日本大震災からの復興に資する技術開発であること

5. 支援決定までのフロー

(1) 募集および審査

通年で募集します。審査および助成の決定は、四半期毎に行います。



審査会は、原則として年4回（5月、8月、11月、2月）の開催となります。
各審査会への提出締切日は、審査会開催予定日の8週間前とします。

（2）提出書類

当センターが定める「新事業開発・アライアンス助成申込書（別紙「四半期管理表」含む）」をご提出ください。なお原則として提出された書類は返却しません。

（3）契約締結

支援に関わる契約書の締結

（4）助成金

100万円を限度とし、応募会社から申請があった金額の半額を、助成契約締結後速やかに前払いします。残額のお支払いは、研究期間の中間時期に実施する、審査会の評価により決定します。

進捗状況によっては、助成打ちりとさせていただく場合もあります。

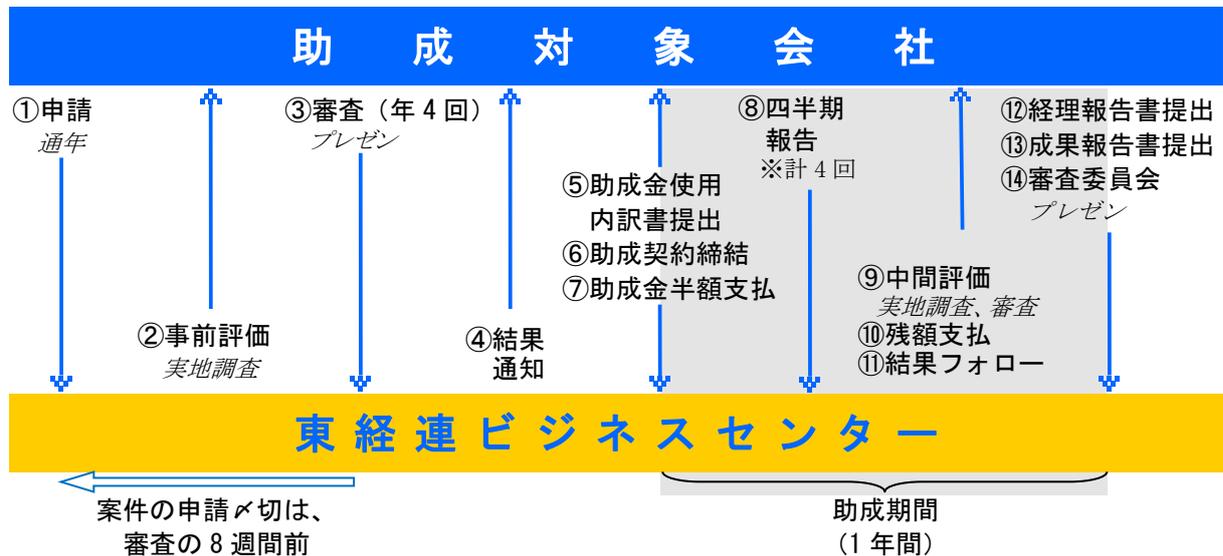
（5）プレス発表

当センターと事業者側が連携し、企業が所在する地方紙及び東北電力記者クラブ（仙台市）等への情報提供（プレスリリース）

（6）研究成果の帰属

本助成事業の実施により発生した知的財産権は申請者に帰属することができます。

【フロー図】



お申込み・お問い合わせは

東経連ビジネスセンター

〒980-0021

仙台市青葉区中央 2-9-10 セントレ東北 11 階
(一般社団法人 東北経済連合会内)

Tel. 022-397-9098 Fax. 022-262-7055

e-mail : info@tokeiren-bc.jp